

第3章 第1期計画の実施状況

- 点検1. 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり
- 点検2. 子育て家庭をみんなで応援する環境づくり

第3章 第1期計画の実施状況

点検1. 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

(1) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進

① 認定こども園の設置数や普及に関する考え方

- ・ひだまり保育園が平成27年度よりひだまり認定こども園に移行し、教育・保育の受皿が拡大された。(定員：保育90人→保育110人、教育60人)。
- 予定箇所数の整備には至っていない。また、小規模保育事業等の整備を進めていくに当たり、卒園児の受皿不足が今後生じてくることが見込まれる。

② 保育の質の向上

- ・町内の認可保育施設及び認可外保育施設の保育従事者等を対象にアレルギー対応、障がい児対応等の研修を実施。アレルギー対応研修は受講者から好評だった。
- ・新規参入施設等への巡回支援を実施。
- ・県が実施する子育て支援員研修の周知。
- 研修は町内の認可保育施設における保育の質の底上げにつながっていると思われるが、保育の内容や質についての苦情が散見される。

③ 保幼小連携の推進

③-1 保育・教育機関の連携強化

- ・副園長や所長会議による情報共有のほか、幼保こ小会議及び研修会、幼稚園の申し送り、幼稚園との交流会、小学校とのお招き会を実施している。
- 幼保の共通理解及び小学校とのつながりの機会増により、子どもがスムーズに小学校に移行していく取り組みが課題。

③-2 教育・保育と小学校教育の円滑な移行支援

- ・保幼小連携において、合同研修会や情報交換会を開催している。
- ・町内の認可保育所においては、教育・保育施設の園児と小学生との交流会(保護者同伴)や保育所児童保育要録による引継及び情報共有を行っている。
- 年1回の情報交換では時間が十分ではない。
- 保育所・幼稚園等と小学校の職員との交流や研修の場を増やし、さらに相互理解を充実させ、円滑な移行支援を行う必要がある。
- 教育・保育課程の工夫等も研修をとおしてさらに学習を深め、移行支援に繋げていく事が重要である。

③-3 0～2歳、3～5歳の取り組み連携

- ・地域型保育事業5施設全て連携施設を確保した。
- 現時点では全ての施設が連携施設を確保できているが、今後低年齢児の受皿確保のため、地域型保育事業の整備を進めると、新たに整備された施設は連携施設を確保できない可能性も見込まれる。

(2) 保育士確保の推進

① 保育士等の確保

- ・保育士年休取得等支援事業や北谷町認可保育所運営費補助金（職員処遇改善費の補助）、保育士宿舍借り上げ支援事業等を実施。また、保育士合同就職説明会や保育士試験受験者支援事業、子育て支援員研修も実施している。
- ・また、保育士合同就職説明会や保育士試験受験者支援事業、子育て支援員研修も実施している。
- 保育士年休取得等支援事業は、年休代替保育士の確保が困難で、一部の事業者しか活用できていない。
- 北谷町認可保育所運営費補助金による処遇改善は、一時金という形で支給している事業者が多く、求人の際に明確に手当の額を示せず、支給額も少ないため効果は薄い。
- 保育士試験受験者支援事業における試験対策講座の受講者数やその出席率が低い。

② 幼稚園教諭の確保

- ・幼稚園教諭の資質向上の為、園内研修の充実及び研修機会の確保に努めている。
- ・臨時職員が継続雇用できるようになり、園行事等の経験が次年度の園経営に活かされ、幼児教育の資質向上へとつながった。
- 預かり保育利用希望者や特別な支援を要する幼児の入園が増えており、預かり保育担当教諭や特別支援教育加配教諭の確保が課題となっている。

③ 放課後の居場所における人材確保

③-1 放課後児童支援員の確保

- ・沖縄県主催の放課後児童支援員認定資格研修を、町内各クラブへ周知し参加を促進している。
(平成30年度修了者：6名)
- ・民間の放課後児童クラブに対しては支援員の処遇改善に係る費用の補助を行っており、各クラブにおいて継続的な給与等の改善が図られている。

③-2 地域人材の確保

- ・保護者や地域の方々が、これまで培った技能や経験を子どもたちに伝える場を提供することで、放課後の居場所(放課後子ども教室)の中でボランティアの参加協力が得られている。ボランティア：26名(協働活動支援員・協働活動サポーター)。
- ボランティア等の協力の下実施可能な事業であり、今後も理解を得ながら継続して人材の確保が必要である。

④ファミリーサポートセンターのサポーターの確保

- ・サポーター養成講座 年2回実施(委託、開催月 7月、2月)。講座開催の周知については、ポスター掲示や横幕設置などにより行っている。
- ・平成31年3月29日改正の子育て援助活動支援事業実施要綱に「預かり手増加のための取組」事業が新たに加わった。
- おねがい会員と比較して、まかせて会員及びどっちも会員の増加が少ない。

(3) 子どもの居場所づくり

①放課後の居場所づくり

①-1 放課後こども総合プランの一体的推進

- ・一体型の整備がなかったため、一体的な活動は実施なし。
- ・H29より放課後子ども教室(地域学校協働活動推進事業運営委員会)として運営委員会を開催
- ・放課後児童クラブと放課後子ども教室は、北谷町生涯学習まつりで体験活動や成果の展示や舞台発表を実施。
- 放課後児童クラブと放課後子ども教室との担当者間での協議を進め連携を図る。
- 夏休み等の長期休業日は、放課後子ども教室としての学校施設の活用は厳しい。
- 新・放課後子ども総合プラン運営委員会の実施が必要。

①-2 放課後児童健全育成事業の推進

- ・平成28年度に新規の放課後児童クラブを2カ所開設し、量的拡充を行った。
- ・県主催の放課後児童支援員等資質向上研修の受講を促し、資質向上を図っている。
- 受講申込をして、1度も受講しない者が数名いる。
- 公的施設を活用した放課後児童クラブの整備が進んでおらず、必要量を確保できていない。

①-3 放課後こども教室の推進

- ・各小学校でのこども教室開催及びちやたんニライセンターでのしまくとうばこども教室を行っている。
- ・毎年、北谷町生涯学習まつりや各学校での行事において、放課後こども教室の舞台発表などを行っている。
- 各教室により、実施回数等が異なるので、子どもの安全安心な居場所を設けるためにも安定的な継続実施を図る。

②地域における居場所の確保・充実（児童館、地区公民館）

②-1 児童館の充実

- ・町内3つの児童館で、運動遊び、イベント、季節にあった制作活動、食育活動、地域交流などを実施している。
- ・子どもによる児童館運営を実施し、役割を最後までやり遂げる達成感・自信・子どもリーダー育成につながる。
- ・地域の活動に参加・協力することで地域に根差した親しみある児童館となる。
- 子ども達が安心・安全で楽しく過ごせるよう職員の資質向上、職員体制の課題、人材確保が必要。

②-2 多様な居場所づくり

- ・各小学校とニライセンターでこども教室を実施。
- ・平成29年10月末まで、上勢区公民館で土曜日にサタデースクールを行っていたが、参加者の減少と指導者の都合により終了。
- 公民館での実施は、近隣の児童や地域住民等は参加しやすいが、校区内であっても他行政区の児童等が日頃行き慣れていない場所への参加が難しい。

(4) 子どもと子育て家庭のための保健対策の充実

①切れ目ない、妊産婦・乳幼児への保健対策

①-1 母子(親子)健康手帳の交付及び妊娠届出時の相談の充実

- ・母子保健法により妊娠届出時に妊婦健診受診票を交付。
- ・早い段階(妊娠 11 週以内)に届出を行うことで、妊娠中に受診することが望ましい時期に、妊婦健診を公費助成で実施でき、早くから妊婦と胎児の健康管理が可能。
- ・平成 31 年度から沖縄県標準妊娠届出書を活用し、ハイリスク妊婦の早期把握に努めている。
- 広報紙やホームページなどを活用して、妊娠届出を行うことと、妊娠中の定期受診の重要性を広く周知する必要がある。
- 妊娠届出時間診票により、妊婦のリスク層を把握し、リスク層に応じた適切な支援につなげる必要がある。

①-2 妊娠健診の充実

- ・全 14 回の妊婦健診について受診券による公費負担を実施。
- ・里帰り出産を希望する妊婦には、個別に医療機関との契約や償還払い等に対応。
- ・母子手帳交付時の保健師による全数面談の実施。
- 妊婦健診データが届くまで受診から 2 か月以上を要するため、データ活用ができていない。
- 妊婦健診未受診者の把握及び未受診対策は実施できていない。

①-3 新生児・産婦訪問事業の充実

- ・委託助産師による訪問指導(対象：新生児、乳児、未熟児、産婦、妊婦)。
- 乳児家庭全戸訪問事業と混同している住民が多いため、それぞれの事業の目的や内容について周知が必要。
- 令和 2 年度から母子健康包括支援センターを設置するため、本事業の位置づけなど整備が必要。

①-4 未熟児訪問指導の実施

- ・県立中部病院で行われる未熟児連絡会へ地区担当保健師が適宜参加。
- 未熟児の保護者同士の交流や育児に関する勉強の場がなく、個別支援のみになっている。
- 両親とも外国人の場合の支援について難しい場合がある。(言語コミュニケーション、文化の違いなど。)

①-5 両親学級の充実

- ・平成 28 年度途中から委託事業へ移行。
 - ・参加者アンケートの要望から平成 30 年度から日曜日開催を実施。
 - ・対象者への個別の案内や子育てだより、町のホームページでの周知・広報に加え、妊娠届出時に両親学級の写真をアルバムにし、実際の様子を見てもらいながら受講の意欲を高めた。
 - ・両親学級の参加者同士で連絡先を交換し、出産後も育児の相談をし合う様子が伺え、地域における仲間づくりの場となっている。
- 両親学級に参加できない妊婦への対応が課題。

①-6 母子栄養食品の支給

- ・平成 31 年 3 月 15 日の第 547 回例規審議委員会をもって「北谷町母子栄養食品支給要綱」を廃止した。

①-7 母乳育児の推進

- ・助産師による母乳育児相談(乳児一般健康診査に併設)を実施しており、「両親学級」、「育児学級」、「妊産婦・新生児訪問指導」等においても母乳育児についての相談、指導を行っている。
- 乳児健診対象者以外の保護者も相談可能であるが、周知が不足している。

①-8 育児学級の充実

- ・月齢(発達段階)に応じた事業(すくすくスクール)を開催。
 - ・平成 28 年度途中から一部を委託事業へ移行し、参加者アンケートの要望から内容の変更や時間帯の変更を実施。
- すくすくスクールに参加できない保護者への対応が課題。

①-9 離乳食実習の実施

- ・平成 28 年度より、学級の周知方法についてはがきでの通知だけでなく、乳児健診での案内を強化した。また、平成 31 年度より親子健康手帳アプリでの配信も行った。
 - ・平成 29 年度より、離乳食実習で調理する内容をWEBサイトにて配信し、参加できない保護者にもレシピの提供を行った。
 - ・平成 30 年度よりかみかみスクール(歯科衛生士による離乳食講話)を年間 4 回実施し、離乳食の目的・重要性を伝えた。
 - ・パクパクスクール(離乳食実習)に加えてかみかみスクール(離乳食講話)を追加し、離乳食の与え方や子どもの口腔機能の発達について伝える機会を設けることができた。
- かみかみスクール(離乳食講話)の内容は歯が生える前から生えた後まで広く周知したい内容だが、15%と参加率が低い。

①-10 乳児家庭全戸訪問事業の推進（再掲あり）

- ・不在や訪問拒否を減らすため保護者の携帯電話に留守番電話メッセージを残したり、ショートメールを活用し訪問実施につなげた。
- ・支援が必要な家庭を早期に把握し、地区保健師や養育支援訪問事業等必要な支援につなげることができた。
- 厚労省ガイドラインで定める期間内(原則生後4ヶ月以内)に訪問できない事例がある。

①-11 母子保健推進員の活動支援

- ・母子保健推進員は、町の保健事業の協力などを行っている。
- ・出生届時に、各地区母子保健推進員の顔写真を提示し、子育て世帯へ紹介している。
- ・定数を満たしていないため、広報ちゃたんでの呼びかけや、欠員行政区の自治会長へ公文書にて推薦依頼をしている。

①-12 ハイリスク妊産婦に対する個別支援

- ・ハイリスク妊産婦に対する個別支援（疾患合併、若年、未婚、経済的問題等）
- ・子ども家庭課で妊娠届により把握された対象について、タイムリーに連絡を受けている。
- 妊娠初期には対象者の支援ニーズが低く、介入が難しいケースもあり、支援開始が出産後になるケースが多い。出産や産後の育児開始等に向けて、対象者と一緒に想定される課題の確認や対応策の検討ができるよう、妊娠中期から後期にかけての支援が必要。

②子どもの健康支援

②-1 予防接種率の向上

- ・定期予防接種（BCG、ヒブ、小児肺炎球菌、4種混合(DPT-I T P)、MR混合、水痘、日本脳炎、2種混合(DT)、子宮頸がん)
- ・行政措置予防接種（おたふく風邪、麻しん流行時の麻しん含有ワクチン)
- ・乳児が対象となる予防接種は、全て90%以上の受診率となっている。
- 米軍基地内居住の場合、軍病院で米国の法に基づく予防接種が実施されており、保護者へ接種履歴確認通知を送付しても返信がない場合も多々ある。

②-2 乳幼児健診および未受診対策の充実（未受診対策に関しては再掲あり）

- ・乳児一般健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を実施している。
- ・平成29年度からの保育園の協力により3歳児健康診査の受診率が向上している。
- ・健康診査の場に保健師、心理士、栄養士、助産師、視能訓練士などを配置することで、相談支援体制の充実を図った。令和元年度からは心理士が不在となったため、保育士を配置し、育児に関する相談だけではなく、保育所入所についての相談も行える体制を確立した。
- 乳幼児健診全体として受診率が低い。他の市町村の取り組みとして基地内居住者を除く場合もあるようだが、北谷町としては全員受診を目指す。
- 健診時間の短縮が大きな課題。

②-3 乳幼児歯科相談の実施

- ・年12回実施（乳児一般健康診査に併設）
- ・乳児健診にて歯科衛生士による歯科相談を実施。乳児後期に限らず、乳児前期の保護者へも相談を促し、指導・助言を実施。
- ・年12回実施（乳児一般健康診査に併設）
- 乳児健診時に時間がなくて相談できなかったが、歯が生える前の準備等についての情報が知りたかったという声あり。

②-4 2歳児歯科健診の実施

- ・年6回（2か月に1回）実施。
- ・再通知による受診勧奨を行うことで更なる受診率向上につなげた。
（受診率 H27 65.9%→R1 76.8%）
- ・2歳児歯科健診受診票に児の発達面や子育て、栄養、生活習慣に関する質問項目を設け、会場にて保健指導や栄養相談を実施。
- ・健診前に専門職へ対象者についての情報提供を行い、1歳6か月児健康診査の事後フォローの確認を実施。
- 他の乳幼児健診のような未受診対策を実施していないため受診率が低い。

③食育の推進

③-1 栄養、食育に関する情報の提供充実

- ・すこやか健康・栄養相談を実施。
- ・食生活改善推進員活動等における栄養、食育に関する情報提供。
- ・健診BOOKの活用(H31より)、離乳食サンプルの活用(H31より)、育児学級の案内チラシの活用(H29より)などを実施。また、WEBサイトに離乳食や保育所献立のレシピ掲載(H29より)。
- 「すこやか健康・栄養相談」における管理栄養士による栄養相談について、周知不足が考えられる。
- 保健師が支援している妊産婦・乳幼児の中で栄養指導が必要な対象者に支援が行き届いていない。
- 「育児学級」や「すこやか栄養相談」、「健診」等の機会を利用してもらえるよう、相談窓口の情報提供方法について今後も検討していく必要がある。

③-2 保育所における食育の推進

- ・園児による季節の野菜の栽培・収穫の実施、収穫した野菜を給食食材に加える等の取り組み。
- ・苦手な野菜等がある子でも栽培・収穫したことにより自ら食べて見ようという意欲に繋がった。
- ・調理体験をし、子どもの食事に対する意識が変わり、残食が減ってきた。
- ・保護者懇談会にて、栄養や食事の大切さ、親子で食べることの大切さを話す。
- ・保護者懇談会でおやつや離乳食の試食会
- ・管理栄養士が給食日より食育に必要な正しい知識を記載し、発信している。
- 天候や環境作り(土づくり)の影響で不作の年があり、食育計画通りに行うことができなかった。
- 4、5歳児が中心となってクッキングを行っているが、低年齢の子がクッキングに参加できるような工夫が必要。
- 保護者が実際に保育所の給食を食べる機会がほとんどない。
- 保護者へ家庭でできる食育を伝える機会が少ない。

③-3 学校における食育の推進

- ・食育年間指導計画に基づいた実践、毎月19日「食育の日」の実施、栄養職員・栄養教諭との連携、食育授業の実施、体験給食会の実施(幼稚園等)
- ・自分の体をつくる食べ物について知ること、苦手な食材も食べようとする姿がみられた。
- 栄養職員、栄養教諭との日程調整
- 朝食欠食児童への対応

③-4 食育についての連携の強化

- ・実施なし(関係課で未調整)

④望ましい生活習慣の確立

- ・乳幼児健診時の保健指導にて、全員へ子どもの望ましい生活習慣についての資料を配付。必要な者には保健指導を実施。

⑤子どもの事故防止対策

- ・すくすくスクール2では、救急救命士による事故予防と応急手当の実践を行い、予防方法と事故等が起こった際の適切な対処・対応について学ぶ。
- ・「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」による家庭訪問の際に乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)についてのリーフレットを配布しSBS予防を啓発
- すくすくスクール2に参加できない保護者への対応
- SBS以外にも家庭内事故についての注意喚起や予防策の周知が必要。

⑥学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

⑥-1 幼い頃からの一貫した性に関する指導の推進

- ・小学3年生…誕生学アドバイザーによる誕生学講話
- ・小学5年生…ふれあい体験学習促進事業(妊娠シミュレーターによる妊婦体験、沐浴人形を使用した赤ちゃん抱っこ体験)
- ・中学3年生…助産師による思春期の性と生についての講話
- 小学生を対象とする事業については、学校が主体となり関係機関と連携して実施する方法を検討する必要がある。

⑥-2 未成年に対する飲酒・喫煙防止教育および青少年に対する薬物乱用防止教育の推進

- ・飲酒、喫煙及び薬物乱用による心身、人間関係に及ぼす悪影響についての理解を深め、正しい判断・行動がとれるよう意識を高める内容を町内各小中学校で年1回の講演を行っている。
- 夏季休業前(飲酒・喫煙、薬物乱用の場に接する危険が高い長期休業の前)の講師との日程調整が難しい。

点検 2. 子育て家庭をみんなで応援する環境づくり

(1) ニーズに対応した教育・保育事業の円滑な利用の確保

① 0歳児、1歳児の保育の拡充

- ・低年齢児の受入に特化した地域型保育事業の整備を図るなど、待機児童解消に努めた。
- 連携施設の確保が課題となっている。既存の地域型保育事業は全ての施設が連携施設を確保しているが、今後新たに整備される施設については確保が困難となるおそれがある。

② 保育所における5歳児保育の拡充

- ・既存施設の定員を見直し、受皿の拡大を図った。
- ・5歳児の保育ニーズは高まっているが、受皿の拡大により計画期間中は各年度の4月1日時点において5歳児の待機児童は発生しなかった。

③ 認定こども園の整備

- ・ひだまり保育園(定員：保育90人)が平成27年度よりひだまり認定こども園(定員：保育110人、教育60人)に移行し、教育・保育の受皿が拡大された。
- 教育利用(1号認定)と保育利用(2号認定)の違いが保護者にとって理解困難。

④ 公立幼稚園における複数年保育の実施

- ・公立幼稚園での4歳児からの受け入れを、平成27年度1園、28年度1園実施し、平成30年度からは全園4・5歳児の複数年保育を実施している。
- 4歳児の入園者数が伸びていない。共働き世帯の増加に伴う、午後の保育を必要とする幼児に対応する受入体制整備が必要となっている。

⑤ 公立幼稚園における一時預かり事業の充実(預けやすい環境整備)

- ・預かり保育(延長預かり)の実施及び、卒園式後の春休み期間の受け入れを行っている。
- ・平成31年度からは給食提供回数を増やし、保護者負担の軽減を図った。
- 共働き世帯等の増加に伴う、利用者の増加が見込まれる。
- 入園式前(4月1日から4月8日)の預かり保育受入れを希望する声がある。

⑥ 認可外保育施設との連携・支援

- ・認可外保育施設への現物支給(牛乳、児童健康診断など)及び補助金交付(給食費など)を行っている。
- ・認可外保育施設の届出対象について未届の場合指導している。
- 補助基準の算出方法が複雑で認可外保育施設の手続きに時間を要す。

(2) 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

① 地域での子育てネットワークの構築

①-1 子育て支援のネットワーク化の推進

- 本町においては関係機関がそれぞれ子どもの育成や子育て支援に取り組んでいるが、横の連携はまだ不十分な状況。
- 各組織が一体となって子育て支援の方向性を見据え、一緒になって取り組む体制の確立が必要。

② 地域子育て支援センターの充実

②-1 子育て支援センターの充実（別項目に再掲あり）

- ・ 3 保育所（謝苅保育所、絆保育園、ファミリー保育園）で子育て支援センターを実施。
- ・ 育児相談、子育てに関する情報提供、親子で遊べる場所の提供。
- ・ 窓口、ホームページ等による子育て支援センターについての周知を行った。
- 1 施設においては専任の保育士を配置できていない状況となっている。
- 町民への周知拡大のために、支援センターホームページを支援センター便り掲載のみではなく、ホームページの更なる充実を図る必要がある。

③ 地域子ども・子育て支援事業の推進

- ・ 一時預かりや病児保育、放課後児童健全育成事業など、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられている事業を実施した。
- 公立保育所における一時預かり事業については人員不足によりニーズに対応できていない。
- 病児保育事業については利用実績が減少している。

④ 新規参入施設の巡回支援

- ・ 新規参入施設へ支援員2名を派遣するなど巡回支援を行っている。
- ・ 経験豊富な保育士からの指導・助言等により、安心安全な保育を実施するための良い相談先となっている。
- 巡回相談員2名により実施しているが、保育所巡回や報告書作成等、拘束時間が長く、相談員の負担が大きい。

(3) 専門的な知識及び技術を要する支援の充実

① 育てにくさを感じる親に寄り添う支援の充実

- ・療育グループ、特別支援保育交流会、育ちの支援センターいっぽ利用者交流会、保護者向け講演会などの機会を設けている。
- ・就園、就学説明会を行うことにより、保護者に就園、就学における発達支援の具体的な情報を提供している。
- ・ペアレントトレーニングの実施。終了後のアンケートでは「子育て不安の軽減に繋がった」との声もある。
- ペアレントトレーニングの周知の仕方に工夫が必要である。

② 妊娠期からの児童虐待防止対策の充実

②-1 妊娠期からの児童虐待防止の推進

- ・児童虐待防止の啓発のために、町民ギャラリーでの児童虐待防止啓発パネル展や虐待防止パンフレットの全戸配布など実施した。
- ・町内小中学校および保育所、医療機関等へ虐待防止啓発ポスターの掲示依頼
- ・泣き声通報や学校等関係機関から、早期の段階で相談・通告が増え、事態が深刻化する前に介入している。
- ・妊娠届出時のアンケート等から支援が必要と認められる妊婦に対し、子ども家庭課(児童相談)および保健衛生課(地区保健師)と連携して個別支援を実施。
- 特定妊婦および要保護児童等の相談・支援体制の仕組みが不十分。
- 虐待相談や継続支援ケースの増加に伴い、帳票管理や記録作成に時間を要す。
- 増加する児童虐待相談・通告への対応。

②-2 乳児家庭全戸訪問事業の推進(再掲)

- ・不在や訪問拒否を減らすため保護者の携帯電話に留守番電話メッセージを残したり、ショートメールを活用して訪問実施につなげた。
- ・平成29年度300件(実施率88%)、平成30年度は296件(実施率92%)
- ・支援が必要な家庭を早期に把握し、地区保健師や養育支援訪問事業等必要な支援につなげることができた。
- 厚労省ガイドラインで定める期間内(原則生後4ヶ月以内)に訪問できない事例がある。

②-3 乳幼児健診未受診対策の強化(再掲)

- ・保育園の先生からの案内(受診票の配布)、母子保健推進員による家庭訪問、保健師による電話での受診勧奨などにより未受診への対応を行っている。
- 乳幼児健康診査全体として受診率は県平均を下回っており、上昇には至っていない。

②-4 養育支援訪問事業

- ・居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う。
- ・H30年度から全利用者へ個別支援計画を作成。
- ・利用者支援方針を共有するため、保育所や保健師など関係機関を招集した会議開催や要対協個別支援会議へ参加。
- 保護者が不適切な養育に気づき、より良い養育方法の実践につながるような支援が必要。
- 個別支援計画書に基づく利用者振返りが不十分。

②-5 要保護児童対策地域協議会の機能強化

- ・要保護児童対策地域協議会における各種会議を開催し、要保護児童等の適切な支援を図るため、関係機関との情報共有および連携・支援を行った。
- ・要対協主催による関係機関向け研修会を実施した。
- ・「北谷町虐待対応の流れ」フローチャートを作成し、関係機関への普及を図った。
- 子育て世代に対する啓発強化が必要。
- 関係機関との連携強化が必要。
- 養護教諭及び学校医と子ども家庭課の連携構築。
- 学校教育課(S S W)と子ども家庭課(児童相談員)の役割の整理と周知。

③ひとり親家庭の支援の充実

③-1 ひとり親家庭の相談支援、実態把握

- ・ハローワークやゆいは一と等の支援機関と連携し、ひとり親が多く来庁する児童扶養手当の現況届の期間である8月に、臨時窓口を本庁に設置した。
- ・就業支援以外についてもひとり親家庭の相談を受けている。

③-2 ひとり親家庭の生活援助対策の推進

- ・手当の支給や補助などの周知のために、本町のホームページや広報誌での広報、チラシの配布を継続的に行った。また、ゆいは一とや北谷町母子寡婦会等の支援機関と連携し、ひとり親家庭に各種支援が行き渡るように努めた。
- ・支援機関と連携し、様々な支援事業を周知できたことで、ワンストップ窓口として機能することができた。
- ・ファミリーサポートセンターの利用について、ひとり親家庭、非課税世帯、ダブルケア世帯の利用促進を図るため「子育てサポート券(1枚500円)」を交付している。
- 様々な支援事業がある中で、支援対象者が求めている支援を提供できているか、難しさがある。
- 子育てサポート券の利用率が低い。

④障害を持つ児童等への適切な対応

④-1 障害の早期発見、早期支援

- ・個別支援として訪問指導や来所・電話相談等を行っている。
- ・支援における連携については、育ちの支援センターいっぽ、保育施設、医療機関等と連携している。
- ・発達障害児者支援連絡会議や北谷町自立支援協議会の「こども支援部会」等への参加による情報共有や連携を図っている。
- 乳幼児健診からの要フォローの数が多く、また連絡が取りづらいケースもあり、全数を適切にフォローすることが難しい。
- 健診後フォローで連絡すると保護者がフォローの必要性を認識していないケースもある。
- タイミングによっては、健診事後教室や療育グループの定員がいっぱいで、タイムリーな支援につながらないケースがある。

④-2 障害を持つ児童等の保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブへの受け入れ体制の充実

- ・障がい児の受け入れを行っている保育所への加配の補助を行い、積極的に受け入れを進めている。特別支援保育の対象児は、すべて受け入れることができている。
- ・障がい児の受け入れを行っている放課後児童クラブに対して補助金を交付し、積極的な受け入れを進めている。
- ・子ども家庭課窓口において、特別支援保育申込世帯に対し、保育所等訪問支援の案内を行っている。
- ・保育所等訪問支援の利用により、障がい児福祉サービス事業所が教育・保育施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援(保育士及び保護者に対し)が期待できる。
- ・幼稚園や学校では、加配を付けるほか、特別支援教育支援員を配置し、一人一人の発達や障害等に対する理解を深め、関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行っている。
- 保育士不足等の理由により、私立認可保育施設で特別支援保育の受け入れ体制が整っておらず、保護者の希望に添えない事例がある。
- 保育所等訪問支援サービス利用開始には医師の診断書が必要だったり、事業所の確保が難しかったり、利用開始までに数ヶ月かかる場合もある。
- 特別な支援を要する幼児児童生徒の増加に伴う、特別支援教育加配教諭及び特別支援教育支援員の人員確保が課題となっている。

④-3 障害に関する相談・情報提供及び障がい児へのサービス提供の充実

- ・町ホームページ及び広報紙での相談先及び障害福祉サービス等の広報を行うとともに、福祉課窓口でのパンフレット配付による案内を実施している。
- ・育ちの支援センターいっぽの保護者説明会で、障がい児福祉サービスの説明を行っている。
- ・相談支援事業の委託先を増やし、相談事業の強化を図った。
- ・障害児福祉手当、特別児童扶養手当等の手当について、障害者手帳の手続き時などに周知を行っている。
- 保育所等訪問支援に関しては、サービス提供事業所数が少なく、ニーズに対して供給が充足できていない。（町内事業所1か所。実績なし）
- 児童発達支援の事業所は、親子分離型(児童のみ通所)は増えているが、親子通園型が町内にないため、利用希望があってもなかなか利用できない状況。

④-4 発達障害の支援の充実

- ・役場窓口で、特別支援保育申込世帯に対し、保育所等訪問支援等の案内を実施している。
- ・障がい児のサービス事業所が教育・保育施設を訪問して助言や指導することで適応（保育士等や保護者）のための専門的な支援が期待できる。
- ・発達障害についての保育士や教職員の研修は特に実施していない。
- ・発達支援に関わる関係課の共通理解、連携体制の構築を目的とした「発達支援担当者会議」をH27年度に設置。H30年度に自立支援協議会の組織再編に伴い、「こども支援部会」及び「保護者支援ワーキンググループ」へ移行
- ・障がい児等保護者座談会やペアレントトレーニング事業を実施し、保護者支援も行っている。
- 保育所等訪問支援サービス利用開始には医師の診断書が必要だったり、事業所の確保が難しくかったり、利用開始までに数ヶ月かかる場合もある。
- 保育所等訪問支援のサービス提供事業所数が少なく、ニーズに対して供給が充足できていない。
- 自立支援協議会のこども支援部会では、各課の係長級職員等を構成員として協議しているが、情報や課題を整理し、今後は実務者を対象とした勉強会等へと発展させたい。
- 座談会の参加者が少ない。

(4) 相談、情報提供の充実

① 相談機能の充実

①-1 子育て支援センターの充実（再掲）

- ・ 町内 3 保育所で実施している子育て支援センターにおいて、育児相談、子育てに関する情報提供、親子で遊べる場所の提供を行っている。
- ・ 窓口、ホームページ等で子育て支援センターについての周知を行った。
- 1 施設においては専任の保育士を配置できていない状況となっている。

①-2 関係機関等による各種相談の充実

- ・ 関係機関内での情報共有のため、要保護児童対策地域協議会実務者会議において青少年支援センターの機能と役割について共通理解を図った。
- 各相談機関の機能と役割について周知が不足していると思われる。

①-3 利用者支援事業の実施

- ・ 平成 26 年 11 月から利用者支援業務員（保育士資格所有者）を子ども家庭課に配置。
- ・ 教育・保育施設や、その他子育て支援施設等の利用案内や子育てに関する相談等に対応した。
- 利用者支援業務員について周知が進んでおらず、窓口での相談内容が認可保育施設等の入所に関するものがほとんどとなっている。

② 情報提供の充実

②-1 子育て情報提供の充実

- ・ 「子育てだより」を発行し、子育てに関する情報提供を行っている。
- ・ 「健康だより」や広報誌については、町内の全戸配布には至っていない。
- ・ 令和元年度から乳幼児健診場で保育士を配置し、教育・保育事業に関する情報提供や育児に関する相談業務を行える体制を確立した。
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業の家庭訪問時に、ファミリーサポートセンターやブックスタート、子育て支援センターの情報提供を行ったほか、必要に応じて教育・保育事業に関する相談窓口を紹介した。
- 業務が多忙になると、乳幼児健診における保育相談が実施できない場合がある。
- 乳児家庭全戸訪問事業で案内する資料が多くなっているが、全戸訪問は 4 か月児までを目安として実施しているため、保護者が必要とする情報が必要な時期に届いていないことも考えられる。

③経済的負担の軽減

③-1 児童手当の給付

- ・ 中学校終了前までの児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定を支援している。
- 出生・転入時の申請もれが懸念される。
- 現況届の未届により支給差し止めになる方が多い。

③-2 就学、就園に対する減免

- ・ 公立幼稚園の保育料は、保護者の所得に応じた額に設定されたことにより保護者の負担軽減が図られました。また、私立幼稚園の保育料は、幼稚園就園奨励費補助金を交付し、保護者の負担軽減が図られた。
- 令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されたことに伴い、幼稚園就園奨励事業が廃止された。公立幼稚園及び新制度に移行していない私立幼稚園について、幼児教育・保育の無償化制度について、周知が必要になる。

③-3 医療費の助成

- ・ 平成27年度より対象年齢の拡充(中学校卒業まで通院・入院費)を実施した。
- ・ 平成30年度より現物給付方式を導入した。
- 県内で導入した現物給付方式はレセプト併用方式でないため、健康保険(保険者)との調整を担当職員が直接行うこととなり、専門的な知識が必要となる。

③-4 実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施

- ・ 低所得世帯(主に生活保護世帯)の子どもに係る、日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を免除した施設に対し、その費用を補助することにより、負担軽減が図られた。
- 対象児童のいる世帯に対し、当該事業の周知が進んでおらず、実績が伸びていない状況となっている。